

## 財政運営基準等の見直し案(意見募集)への 回答と追加の意見募集開始(厚年、DB)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職年金	DC
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ご参考に厚年基金・DB年金以外のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

➤7/14付 財政運営基準等の見直し案の意見募集（パブコメ）への回答が公表された。<sup>1</sup>

➤同時に追加の意見募集（パブコメ）が開始された。<sup>2</sup>

前回のパブコメ内容<sup>3</sup>に比べて、若干の緩和策（掛金引上げ猶予の1年間限定存続、回復計画の5年間限定存続等）が盛り込まれたが、その他は依然として厳しい内容。

➤追加の意見募集の期間

平成23年10月6日（木）から

平成23年10月21日（金）まで

1 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110161&Mode=2>

2 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110249&Mode=0>

3 詳細は三菱UFJ年金ニュース [No.257](#) をご参照。

👉パブコメ結果と追加の意見募集の概要は次頁以降をご参照

# 1. 主な改正内容にかかる回答等 (財政の健全化の観点から改正する事項)

	7/14意見募集(年金コース No.257 参照)	寄せられた意見への回答	追加の意見募集
弾力化措置 既存の	掛金引上げ猶予は期限(平成24年3月適用掛金まで)で廃止予定	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月以降に引上げが必要な掛金を平成25年4月1日まで引上げ猶予を可能とする(指定基金は除く)。</li> <li>適用する場合は、<b>猶予明け後の掛金を猶予開始の前日までに規約上明記する</b></li> </ul>
	下方回廊方式は期限(平成24年3月末)で廃止予定 <sup>1</sup>	回答なし(修正意向なし)	-
継続基準	貸借対照表から調整科目(資産評価調整額、最低責任準備金調整額(厚年のみ))を廃止し、貸借対照表に計上する債務は(新)責任準備金とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産評価調整額は廃止するが、<b>最低責任準備金調整額は残存させる</b></li> <li>継続基準の判定においても同様と思われる</li> <li>未償却過去勤務債務残高と数理債務は欄外に記載する</li> </ul>	<b>最低責任準備金調整額の算定方法を見直す<sup>2</sup></b> 示された計算方法は期ズレ(厚年本体利回りの適用時期のズレ)を解消する内容とは言えず、将来の厚年本体利回り分だけが加減算される仕組み(厚年本体利回りがプラスの場合には調整額はプラスとなる)
	財政検証の判定には調整科目を織り込まない(時価ベースとなる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>未償却過去勤務債務残高と数理債務は欄外に記載する</li> </ul>	<b>最低責任準備金調整額の算定方法を見直す<sup>2</sup></b> 示された計算方法は期ズレ(厚年本体利回りの適用時期のズレ)を解消する内容とは言えず、将来の厚年本体利回り分だけが加減算される仕組み(厚年本体利回りがプラスの場合には調整額はプラスとなる)
	掛金計算上は調整科目を織り込める	左記同様(修正意向なし)	-
非継続基準	最低積立基準額に対する積立要件90%を100%まで段階的に上げる <sup>3</sup>	左記同様。 <b>但し積立水準の引上げスケジュールは今後の経済情勢や環境等を踏まえ、必要なら所要の検討を加え必要な措置を講ずる</b>	左記同様(積立水準の引上げスケジュールは今後の経済情勢や環境等を踏まえ、必要なら所要の検討を加え必要な措置を講ずる)
	回復計画を廃止し、積立比率に応じた方法に一本化 <sup>4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記同様。但し平成28年度の財政検証まで(5年間)は<b>回復計画を使用可能</b>とする(右記見直しあり)</li> <li>積立比率に応じた方法は、翌年度の最低積立基準額の増加見込み額の対象から代行部分を除外し、併せて<b>追加拠出額を計算する際に比較する翌年度の掛金から免除保険料分を控除する</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復計画上の<b>前提は実効性を高めるため変更する<sup>5</sup></b></li> <li><b>非継続の掛金計算に用いる年金資産は時価とする</b>(現状は数理上資産の使用が可能)</li> </ul>

1 下方回廊方式は平成24年3月末までを計算基準日とする掛金まで適用可能なため、適用不可となるのは厚年では平成24年度財政検証(平成26年4月以降に適用される掛金)から、DBでは平成24年4月財政検証(平成25年5月以降に適用される掛金)からとなる

2 最低責任準備金調整額(厚年のみ) = 当年度末最低責任準備金 × ((1 + 当年度の厚年本体利回り) × (1 + 前年度の厚年本体利回り × 9/12) - 1)

3 平成24年度(積立比率92%)から2%ずつ引上げ、平成28年度に100%とする

4 適年から移行時に回復計画を選択したDB年金においては平成28年度まで回復計画による掛金拠出が可能

5 回復計画上の最低責任準備金付利率は厚年本体の財政見通しを下回らないこと、年金資産利回りは基金の過去5年平均または最低積立基準額の算定利率のいずれか大きい率とする

## 1. 主な改正内容にかかる回答等 (財政の健全化の観点から改正する事項)

	7/14意見募集(年金ニュース No.257 参照)	寄せられた意見への回答	追加の意見募集
指定基金	指定基金の指定要件に「単年度で積立水準0.8未満」が追加される	左記同様(修正意向なし)	-
	健全化計画上の最低責任準備金付利率は厚年本体の財政見通しにおける予定運用利回りを下回らないこと、年金資産利回りは基金の過去5年平均または最低積立基準額の算定利率のいずれか大きい率とする	左記同様(修正意向なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度以前の<b>既指定基金も見直し後の基準に基づき計画の変更を求める</b><sup>6</sup></li> <li>目標達成の具体的改善措置については代議員会の議決が原則。なお、改善措置の内容・実施時期は見込みを記載することも可とする</li> <li>健全化計画を指定年度の2月末までに提出困難な場合には、その旨を地方厚生(支)局長に報告した上で、翌年度の9月末日までに提出すればよいこととする</li> <li>具体的改善措置の実施が見込まれ、財政の健全化が見込まれる場合に、健全化計画の承認を行う</li> <li>健全化計画の変更を求めた場合の提出期限は変更を求める際に定める</li> <li>健全化計画の年次報告は、指定年度から提出する<sup>7</sup></li> <li>健全化計画の様式のうち以下は削除する               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財政に関する事項</li> <li>2. 業務に関する事項</li> <li>3. 歴代代議員・理事等名簿</li> <li>4. 財政状況の経緯と現行のままでの財政見通し 「5. 財政健全化計画」、「6. 健全化計画に基づく財政見通し」のみとなり、大幅な様式の簡素化となる</li> </ol> </li> </ul>
新たな措置の追加	-	-	<b>平成25年4月1日までに予定利率引下げに伴い給付設計を変更する場合、当該規約変更基準日時点の不足金は留保可能</b> 次回の財政決算時の不足金となる

6 提出期限は平成24年2月末とするが、困難な場合はその旨を地方厚生(支)局長に報告した上で平成24年9月末までに提出すればよい

7 指定年度(指定する日の属する年度)の決算報告書提出に合わせて提出する

平成22年度決算結果により平成23年度に指定される場合、平成23年度決算提出に合わせて年次報告を提出

## 2. その他の改正内容にかかる回答 (制度運営の効率化の観点から改正する事項)

	7/14意見募集(年金コース No.257 参照)	寄せられた意見への回答
財政再計算時期の見直し	基礎率を見直して行う財政計算を財政再計算と定義し、次回再計算日は当該財政再計算日の5年後となる(財政再計算に伴う免除保険料率の見直しは行わない)	原案通り。但し現行通り、財政再計算時に免除保険料率の見直しを行う
特別掛金率の計算方法の見直し	特別掛金の計算に加入員(者)数の動向や将来の給与水準の変化を織り込める	原案通り
過去勤務債務の償却方法の見直し	【厚年】段階引上げ償却の要件である「選択一時金の休止」、「許容繰越不足金の制限」要件が撤廃される  【DB】段階引上げが可能となる	原案通り
確定拠出年金への一部移行に伴う一括拠出の緩和	確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲を、移換者の移行部分に限定する	原案通り
(2号)脱退一時金換算率の要件緩和	選択一時金・(2号)脱退一時金の上限が支給要件を満たしたときの下限予定利率を使用することが可能(選択一時金・(2号)脱退一時金は、下限予定利率による保証期間分の現価を上限とするため、一時金を満額支給するためには据置利率や給付利率を下限予定利率以上とする必要があったが、この要件を見直す)	原案通り
選択一時金換算率の要件緩和		
キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化	再評価の指標として、一定の上下限(ゼロ以上)を付した市場インデックスが使用できるようになる	原案通り(市場インデックスは単年度でゼロ以上である必要がある)
制度終了時における残余財産の優先分配の追加	掛金を負担した加入者に優先分配が可能となる	原案通り
申請書類の簡素化	「加入者数を示した書類(規約型DB)」、「業務委託に関する書類」が廃止される	原案通り
業務報告の簡素化	業務報告様式から被用者年金被保険者数、業種、業務委託状況等が除外、掛金拠出状況(月別)が追加される	原案通り
代表事業主による申請手続	複数の事業主が共同で実施する規約型DBにおいて、代表事業主を設け新規規約や規約変更の承認申請を行うものとする	原案通り
届出事項及び届出不要事項の拡大	事業主等の名称・住所、実施事業所の名称・所在地等の届出事項・届出不要事項の範囲が拡大される	原案通り。但し、事業主の住所変更が市町村合併に基づく場合や法律改正に伴う規約変更のうち給付に関わらない事項を変更する場合については届出不要(労働組合等の同意が不要)とする
支払終了制度の終了時の残余財産の分配	支払終了制度の終了時の残余財産の分配方法について規約記載事項とする	原案通り(規約に記載すれば事業主への返還が可能)

以上



三菱UFJ信託銀行